

官報

号外 令和五年五月三十日

○第二百一十一回 衆議院会議録 第二十九号

令和五年五月三十日(火曜日)

議事日程 第十八号

令和五年五月三十日

午後一時開議

第一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(内閣提出)

第三 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(第二十回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員新藤義孝君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

令和五年五月三十日 衆議院会議録第二十九号

永年在職議員の表彰の件

日程第二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(第二十回国会、内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(細田博之君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました新藤義孝君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よつて、そのとおり決まりました。

表彰文を朗読いたします。
議員新藤義孝君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

(拍手)

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(細田博之君) この際、新藤義孝君から発言を求められております。これを許します。新藤義孝君。

(新藤義孝君登壇)

○新藤義孝君 新藤義孝であります。

この度、院議をもって衆議院議員在職二十五年の表彰を賜りました。身に余る光栄であり、私を育て支えていただいた郷土埼玉、川口で行動を共にしてくれた同志、後援会や事務局、支援者の皆

様、そして、常に献身的に尽くしてくれている事務所スタッフのおかげさまで。本当にありがとうございました。(拍手)

私は、平成八年、三十八歳で、小選挙区制となった総選挙に立候補し、地元川口市から二十九年ぶりの衆議院議員となりました。

外交・安全保障、領土・主権、経済成長、地域活性化など、国民生活の安定と繁栄、国際社会からの信頼と貢献を追求し、国家の基本問題に携わってまいりました。

議員として初の出張は、北方領土、択捉島です。竹島問題では、韓国から入国拒否者第一号となり、金浦空港にはデモ隊が千人集まり、私の顔写真が無残にも焼き払われるということもございました。尖閣諸島には、国会議員として戦後二番目となる接近を果たしております。「顔の見える国際貢献」や北朝鮮に対する「対話と圧力」のワーディング、我が国の国際支援助物資に貼る「From the People of Japan」のステッカーを提案いたしました。

外務政務官時代には、ウラジオストクに浮かぶ旧ソ連の退役原子力潜水艦の非核化事業を実施したり、私が提案した我が国初となる領土問題担当大臣の創設と領土・主権展示館の開設は、大きな喜びとするところであります。

また、硫黄島の日米合同慰霊祭を毎年開催し、戦没者の追悼と御遺骨の収容帰還事業をライフワークにさせていただいております。

国会活動の苦しい出は、三回目の選挙で苦杯をなめたことです。手のひら返しも体験いたしましたが、「こんなことになるなら」と多くの人が集まっていたいただきました。

令和五年五月三十日 衆議院会議録第二十九号

一から選挙態勢を立て直し、幸運にも、一年七か月後の解散・総選挙で、小選挙区で勝利し、国会に戻る事ができたわけでございます。(拍手)
その次の、自民党が大敗し政権交代となる選挙で何とか議席を維持できたのは、あのときの苦しい経験があったからだ、このように感謝をしております。

二〇二二年十二月、我々は総選挙に勝利をし、私は、第二次安倍内閣で、総務大臣、地方分権改革、地域活性化、道州制、郵政民営化の各担当大臣を拝命し、翌年には、初代の国家戦略特区担当大臣に就任しました。二〇一四年九月に退任するまで、「日本を取り戻す」、この言葉を胸に全精力を傾注し、国務に邁進をいたしました。

組閣前夜、クリスマスの夜の一本の電話から、生涯忘れることのない言葉をいただいております。

「安倍晋三です。新藤さん、総務大臣をお願いします。一緒に日本の歴史を創ろう！」
熱い言葉に体がしびれました。

凶弾に倒れた安倍晋三元総理をしのぶとともに、その遺志を引き継いでいくことを心に誓っております。

閣僚退任後は、政調会長代理、代行として八年、領土特別委員長、安全保障と土地特命委員長、G空間社会実装委員長、宇宙・海洋開発特別委員長、デジタル田園都市国家構想推進委員長など、日々、様々な政策の取りまとめに当たらせていただいております。

国会では、三年前より裁判官訴追委員長となり、戦後初となる、SNS投稿を続ける現職裁判

永年在職議員の表彰の件
改正する法律案外一案

官を訴追し、現在、弾劾裁判中でございます。

そして、五年前よりは衆議院の憲法審査会与党筆頭幹事として、毎週、厳しい野党協議を行いながら、議論を積み重ねていきます。

あわせて、党の憲法改正実現本部事務総長として、国民対話集会を推進し、憲法改正実現に向けた取組を加速させています。

最後に、私がここにいられるのは、今は亡き両親を始め御先祖のおかげさまであり、厳しい政治の世界にあつて、へこたれず、生きる力を与えてくれているのは、愛する妻、千亜紀、息子の孝彰、悠生、安捺、かけがえのない大切な家族がいてくれるからです。いつもそばにいてくれて、本当にありがとうございます。(拍手)

今、世界は大きな分岐点に立っています。日本は困難を乗り越えて、明るい未来に向けた「新しい国づくり」を思い切つて進めていかなくてはなりません。

「保守したくば、革新せよ」
これからも自らに与えられた役割を全うすべく、精魂を込め、務めを果たしてまいる所存であります。

本日は誠にありがとうございます。(拍手)

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めめるの件

○議長(細田博之君) お諮りいたします。
内閣から、
情報公開・個人情報保護審査会委員に野田崇君

を

任命することについて、本院の同意を得たいとの申出があります。右申出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えることに決まりました。

日程第一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案、日程第二、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長伊藤忠彦君。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び同報告書

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔伊藤忠彦君登壇〕
○伊藤忠彦君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を整理して不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするなどの要件の改正等を行い、あわせて、性犯罪について公訴時効期間を延長するほか、被害者等の聴取結果を記録した録音、録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設するものであります。

次に、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案は、性的な姿態を撮影する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収及び電磁的記録の消去等の措置をすることを可能とするものであります。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、去る五月九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

また、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案は、同日本委員会に付託されました。

委員会においては、翌十日、両法律案を議題とし、齋藤法務大臣から趣旨の説明を聴取し、十六日質疑に入り、同日参考人から意見を聴取しました。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

二十六日、質疑を終局したところ、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対し、自由民主

党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案により、政府は施行後五年を経過した場

合において速やかに性犯罪の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を行う等の規定、本法等の趣旨及び内容について国民に周知

を図るものとする旨の規定を追加する修正案が、また、日本共産党から、被害者等の聴取結果を記録した録音、録画記録媒体に係る証拠能力の特則

について対象者を限定すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から両修正案について趣旨の説明を聴取しました。

次いで、両案及び両修正案について順次採決の結果、まず、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案については、日本共産党提案に係る修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党・無

所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案に係る修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。次に、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 両案を一括して採決いたします。

日程第一の委員長の報告は修正、日程第二の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

日程第三 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(第二十回国会、内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第三、新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長三ツ林裕巳君。

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔三ツ林裕巳君登壇〕
○三ツ林裕巳君 ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、旅館業の営業者は、特定感染症の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとする。

第二に、宿泊しようとする者が、旅館業の営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

第三に、生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者等の地位の承継に係る手続を整備すること等であります。

本案は、第二十回国会に提出され、継続審査となつていたものであります。

今国会においては、去る五月二十四日、加藤厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入り、二十六日質疑を終局いたしました。

質疑終了後、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党、国民民主

党・無所属クラブ、日本共産党及び有志の会の七党派より、本案に対し、題名から「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して」を削除すること、宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除すること、都道府県知事は、事業譲渡により営業者等の地位を承継した者の業務の状況について、地位の承継から六月を経過するまでに少なくとも一回調査しなければならぬこととする等内容を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時二十三分散会

出席國務大臣

総務大臣 松本 剛明君
法務大臣 齋藤 健君
厚生労働大臣 加藤 勝信君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

放送法及び電波法の一部を改正する法律

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和四年度食料・農業・農村の動向」に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定に基づく「令和五年度食料・農業・農村施策」についての文書

(要求書受領)

一、去る二十六日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に野田崇君を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

勝目 康君

本田 太郎君

西村智奈美君

五十嵐 清君

上杉謙太郎君

渡辺 創君

渡辺 創君

西村智奈美君

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

秋葉 賢也君

小野寺五典君

棚橋 泰文君

森 英介君

山際大志郎君

原口 一博君

たがや 亮君

盛山 正仁君

石橋林太郎君

補欠

五十嵐 清君

上杉謙太郎君

渡辺 創君

勝目 康君

本田 太郎君

西村智奈美君

補欠

八木 哲也君

石橋林太郎君

長坂 康正君

盛山 正仁君

今枝宗一郎君

山井 和則君

大石あきこ君

務台 俊介君

小野寺五典君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

務台 俊介君

山口 晋君

稲富 修二君

大口 善徳君

古川 元久君

神田 潤一君

小森 卓郎君

近藤 和也君

中川 宏昌君

鈴木 敦君

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

鳩山 二郎君

浅川 義治君

深澤 陽一君

岬 麻紀君

山際大志郎君

浅川 義治君

岬 麻紀君

補欠

神田 潤一君

小森 卓郎君

近藤 和也君

中川 宏昌君

鈴木 敦君

務台 俊介君

山口 晋君

稲富 修二君

大口 善徳君

古川 元久君

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

深澤 陽一君

岬 麻紀君

鳩山 二郎君

浅川 義治君

山際大志郎君

浅川 義治君

岬 麻紀君

憲法審査会委員

辞任 補欠

吉田 宣弘君

金城 泰邦君

金城 泰邦君

吉田 宣弘君

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるとの件
一、昨二十九日、予備審査のため次の本院議員提
出案を参議院に送付した。

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正す
る法律案(菊田真紀子君外十一名提出)
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多
様性に関する国民の理解の増進に関する法律案
(阿部司君外四名提出)

(議案通知)
一、去る二十五日、参議院送付の次の内閣提出案
を可決した旨参議院に通知した。
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法
律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)
一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した
次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し
た。
放送法及び電波法の一部を改正する法律案
遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正す
る法律案

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための
日本語教育機関の認定等に関する法律案
(質問書提出)
一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書
は次のとおりである。

加熱式たばこの成分表示やエビデンス収集に関
する質問主意書(井坂信彦君提出)

一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は
次のとおりである。
戸籍謄本等の交付にあたり使用する言語に関す
る質問主意書(徳永久志君提出)

(答弁書受領)
一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領し
た。
衆議院議員早稲田ゆき君提出コロナ入院の公費
負担のあり方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦君提出飼料価格の高騰に
よって圧迫される酪農・畜産業支援に関する質
問に対する答弁書

令和五年五月十五日提出
質問 第六二二号
コロナ入院の公費負担のあり方に関する質問
主意書

提出者 早稲田ゆき
問主意書
令和五年五月七日まで、新型コロナウイルス感
染症で入院した方の医療費は、「感染症の予防及
び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基
づき、公的医療保険を適用後の自己負担部分が公
費負担の対象となっていたところ、そのしくみが
不合理であることから、国のコロナ対策に協力し
た医療機関の経営をひつ迫する事態となってい
るので、次の感染症危機に備えるためにも、その改
善を求めて以下質問する。

この公費は患者を経由せず、医療機関に対して

社会保険診療報酬支払基金から支払われるため、
医療機関は通常、退院時に患者に対して自己負担
分の仮払いを求めている。ところが手続きとし
てはまず患者本人が、都道府県や保健所に対して
「感染症医療費公費負担申請書」を提出することが
必要となる。その際、住民票や市町村民税所得課
税証明書なども添付しなければならないが、その
課税額によっては、一定の自己負担が求められる
こととなる。法律上医療機関による代理申請は可
能だが、患者の課税証明書の添付が必須となつて
いる。

一、そこでそもそも申請が行われなかったり、必
要書類の添付がない申請書が保健所にたまって
しまっているのが実態と承知している。このよ
うな事態を政府は承知しているか。承知してい
るならばこれを看過してよいと考えているの
か。
二、この事態を打開するため、五月に入って都道
府県の中には、その裁量をもって、やむを得
ず、各保健所に対して、課税証明書などが添付
されていないことも、自己負担なしという扱いで
支払の手続きを進めるよう、通知した自治体も
出てきている。コロナ禍で積極的に重症患者の
入院を受け入れてきた医療機関が、正当な医療
費を回収できなくなっている事態を、やむなく
自治体の裁量行政で解決している現状につい
て、政府は把握しているのか。これによいと考
えているのか。政府の見解をあきらかにされた
い。
三、令和三年度及び令和四年度において、新型コ
ロナウイルス感染症で入院した患者は全国で何

人いて、そのうち公費負担が未請求となつてい
るのが何人で、未請求金額の合計はいくらか。
また各年度における入院を受け入れた医療機関
はいくつあったか。年度毎に政府の承知してい
るところをあきらかにされたい。

四、将来、新たな感染症危機に備えるためにも、
この合理的でない公費負担の申請のしくみは早
急に改善されるべきではないか。政府の見解を
あきらかにされたい。
右質問する。

内閣衆質二一第六二号
令和五年五月二十六日
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿
衆議院議員早稲田ゆき君提出コロナ入院の公費
負担のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

(別紙)
衆議院議員早稲田ゆき君提出コロナ入院の
公費負担のあり方に関する質問に対する答
弁書
一、二及び四について
御指摘の「たまってしまっている」の意味する
ところが必ずしも明らかではないが、御指摘の
ような「そもそも申請が行われなかった」事例
や、「必要書類の添付がない申請書」が提出さ
れ、当該申請書に係る事務処理が遅れが生ずる
事例があったことは承知している。また、お尋
ねの「コロナ禍で積極的に重症患者の入院を受
け入れてきた医療機関が、正当な医療費を回収

善を求めて以下質問する。

この公費は患者を経由せず、医療機関に対して

できなくなっている事態を、やむなく自治体の裁量行政で解決している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のような「課税証明書などが添付されていなくても、自己負担なしという扱いで支払の手続きを進めるよう、通知した自治体」があったことは承知している。

厚生労働省においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第三十七条第一項の規定による医療に要する費用の負担（以下「公費負担」という。）に係る手続について、新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所の業務負担が増加していたこと等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の申請手続について（周知）」（令和四年七月十四日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を发出し、都道府県等に対し、「入院患者に対する公費負担の申請に当たっては・・・患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者又はその保護者（以下「当該患者等」という。）が申請書を作成することができない場合には、勧告保健所又は感染症指定医療機関が申請書の作成を代行することができることとされており、新型コロナウイルス感染症の入院患者に対する公費負担の申請書の作成についても代行が可能であること」や「法第三十七条第二項の自己負担額の認定については（中略）退院後の当該患者等の居所が不明であること等により連絡を取ることが困難な場合等

は、所得証明書等添付書類の提出を省略して差し支えないこと」等を周知してきているところである。
次の感染症危機に備え、今後とも、公費負担に係る手続の簡素化に向けて検討してまいりたい。

三について
厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制の状況を把握するため、「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等情報支援システム（G-MIS）」への入力等について（協力依頼）「令和五年四月二十日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡」等により、医療機関等に対し、各医療機関における「日次及び週次の入院者数、病床数等について報告を依頼するとともに、「令和五年五月十日以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和五年四月十九日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等により、都道府県に対し、各都道府県における「毎週水曜日零時時点」の入院者数、病床数等の報告を依頼し、これらについて把握しているところである。一方で、これらの入院者数、病床数等について、これまでも年度単位での報告は依頼してきていないため、お尋ねの「令和三年度及び令和四年度において、新型コロナウイルス感染症で入院した患者」の実数については把握しておらず、また、これを正確に算出するためには膨大な作業を要すること等から、お答え

することは困難である。また、お尋ねの「各年度における入院を受け入れた医療機関」については、年度単位で網羅的に把握しているわけではないが、例えば、令和四年十一月から令和五年一月までの間に一度でも一人以上の入院者数の報告を行った病院数は、四千八百二十四であると承知している。
お尋ねの「令和三年度及び令和四年度において、新型コロナウイルス感染症で入院した患者」のうち「公費負担が未請求となっている」者の数及び「未請求金額の合計」については、把握していない。
なお、今後、必要に応じ、公費負担に係る実態についての把握について検討してまいりたい。

令和五年五月十六日提出
質問 第六三三号
飼料価格の高騰によって圧迫される酪農・畜産業支援に関する質問主意書
提出者 井坂 信彦

飼料価格の高騰によって圧迫される酪農・畜産業支援に関する質問主意書
畜産業支援に関する質問主意書
農林水産省は令和四年の農作物価指数（概数を発表した。これによると、家畜用の飼料価格は二年間で三十八％上昇したとなっている。一方で、農産物の販売価格は二年間で一・四％の上昇にとどまっております。価格に転嫁できていない実態が浮かび上がった。
飼料価格が高騰する原因としては、中国などで

需要が旺盛なこと、ロシアのウクライナ侵攻による穀物流通量の減少、中国やロシアの輸出規制、歴史的な円安などが挙げられている。配合飼料価格安定制度だけでは、高騰が続いた場合に基準単価も上昇するため、農家に対する補填額が事実上減っていくことが懸念されている。
酪農家や畜産家は、飼料の無駄をなくし、新たな飼料資源や国内の飼料の活用など、給餌の適正化・合理化を進めているが、輸入飼料価格の高騰に対応しきれない。
更に、酪農においては搾乳のためにメス牛は妊娠して子どもを産む必要があることから、一定数の子牛が生まれる。ホルスタインどうしの交配によってメス牛が生まれた場合は乳牛として育てられるが、オスや交雑種の場合は肉牛として畜産家に渡っていく。飼料価格の高騰により、この子牛の買い控えが進んでおり、子牛の取引価格が大幅に下落している。飼料価格が高止まりし、生産品の価格は上がらず、子牛も売れないという、非常に厳しい状況が発生していることに対して、政府の見解を以下質問する。

一 現在の配合飼料価格安定制度では、輸入原料価格が直前一カ年の平均を上回った場合に通常補填基金が発動される。令和五年三月に発表された畜産・酪農緊急対策パッケージでは、新特例として、二年間以上連続で補填が発動した場合、直前二・五年間の平均価格との差額を補填するとした。しかしそもそもこの制度では、基金から補填することとなっており、基金残高が不足した場合は借り入れて対応することとなっている。長期化した場合、借り入れによる対応

を行うのか、政府から資金を投入するのか、今後の見通しと、制度の今後の在り方について政府の見解を求める。

二 配合飼料価格安定制度の異常補填基金については、令和二年度より発動している。国が直接拠出する制度のため、随時積み増しが行われている。しかし発動条件が、輸入原料価格が直前一カ年の平均と比べて百十五%を超えた場合となっており、現在の飼料高騰が高止まりして微増で推移した場合は発動しない可能性がある。中長期スパンでの高騰に対しても異常補填基金による補填が行えるようにすれば、国が直接支援を行うことができるようになる。制度の改善を必要とするのではないかと、政府の見解を求める。

三 子牛の取引価格の下落について、「以前は十四万円程度で取引されていた交雑種が五千円まで値下がりした」「最低価格の千円でも買い手が見つからずに取引が成立しない」といった事象が報道されている。買い取り先がない場合は殺処分も発生しているという。農林水産省は、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた家畜の飼養管理の普及に努めているが、子牛が殺処分されているような現状について、どのように考えているか。また子牛の保全や価格の適正化に向けた対策について、併せて見解を求める。

四 子牛を購入しなければ、酪農・畜産は継続できない。酪農家・畜産家は、生製品の販売価格が上がらず、飼料や光熱費などの経費が大幅に上昇する状況において、離農を検討し始めており、実際に飼養戸数は減少し続けている。食料

安全保障の観点から、食料自給率の低下は食い止めなければならない。酪農家・畜産家の離農対策として、短期的には現金給付・現物給付・融資の拡大など総合的に大規模な支援が必要であり、長期的には酪農・畜産を稼げる業として成長させていかなければならない。短期的支援と長期的な施策をどのように進めていくか。政府の見解を求める。

内閣衆質二一第一第六三号
令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員井坂信彦君提出飼料価格の高騰によつて圧迫される酪農・畜産業支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出飼料価格の高騰によつて圧迫される酪農・畜産業支援に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

配合飼料価格安定制度における御指摘の「通常補填基金」及び「異常補填基金」については、新たな特例として、令和五年度第一四半期以降、補填金の額の基準となる配合飼料の原料の輸入価格に係る算定期間を直近一年から直近二年半に延長することにより、配合飼料の価格高騰が継続した場合であっても、補填金交付を実施しやすくなることとしており、政府としては、当該補填金交付に充てるため、令和五年三

月二十八日に令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用を決定したところである。

配合飼料の価格高騰が長期的に継続した場合の対応については、その価格の水準等により異なることから、お尋ねの「今後の見通し」について現時点で一概にお答えすることは困難である。また、お尋ねの「制度の今後の在り方」については、政府としては、引き続き、配合飼料価格安定制度を通じて配合飼料の価格高騰が畜産経営に及ぼす影響の緩和を図ってまいりたいと考えている。

三 について

御指摘の「子牛が殺処分されているような現状」について、政府としては、「子牛が殺処分されることなく育成され、取引されることが望ましい」と考えている。また、御指摘の「子牛の保全や価格の適正化に向けた対策」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）に基づく肉用子牛についての生産者補給金の交付により、その生産の安定を図っており、引き続き、このような対応を通じて、御指摘の「子牛を購入する肉用牛の生産者の経営の安定を図り、「子牛」の安定的な取引が行われるよう促してまいりたい。

四 について

御指摘の「酪農・畜産」に係る政府の対応については、配合飼料の価格高騰など生産コストの上昇等の影響を受けている畜産経営を緊急的に支援するための対策として、農林水産省におい

て令和五年三月に畜産・酪農緊急対策パッケージ」を取りまとめ、配合飼料の価格高騰に関する対策、牛乳及び乳製品の消費の増進に関する対策、金融支援等を実施している。また、畜産業が将来にわたって持続的に発展するための対策として、省力化機械の整備等による畜産物の生産コストの削減、輸入飼料の価格の上昇等の影響を受けにくい畜産経営を確保するための国産飼料の生産及び利用拡大、海外市場獲得に向けた畜産物の輸出等を推進しているところである。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和五年三月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（刑法の一部改正）

第一条 刑法明治四十年法律第四十五号の一部を次のように改正する。

目次中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第三条第五号中「第七十六条」の下に、「第七十七条及び第七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷及び」を「不同意わいせつ等致死傷並びに」に改め、同条第十四号

中強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第三条の二第一号中「第七十六条」の下に「第七十七条及び第七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷を」不同意わいせつ等致死傷に改め、同条第六号中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第二編第二十二章の章名中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。
第七十六条から第七十八条までを次のように改める。

(不同意わいせつ)

第七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

- 一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態

に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあつること。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

二 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

三 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合)については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第一項と同様とする。

(不同意性交等)

第七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの(以下この条及び第七十九条第二項において「性交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。
二 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

三 十六歳未満の者に対し、性交等をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合)については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第一項と同様とする。

第七十八条 削除

第七十九条第一項中「第七十六条」を「第七十七条」に改め、同条第二項中「第七十七条」を「第七十九条」に改める。

第七十九条中「前条」を「第七十七条及び前条」に改める。

第八十一条の見出しを「不同意わいせつ等致死傷」に改め、同条第一項中「第七十八条第一項」を削り、同条第二項中「第七十八条第二項」を削る。

第八十二条を削り、第八十一条を第八十二条とし、第八十一条の次に次の一条を加える。
(十六歳未満の者に対する面会要求等)

第八十二条 わいせつ目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合)については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
 - 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
 - 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 二 前項の罪を犯し、よつてわいせつ目的で

当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

三 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為(第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限り。)を要求した者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合)については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとつてその映像を送信すること。

二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位(生殖器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとつてその映像を送信すること。

第二百四十一条の見出し中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改め、同条第一項中「強制性交等の罪(第七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)」を「第七十七条の罪」に、「又は強制性交等」を「又は同条」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十号)の一部を次のように改正する。
第二百五十条に次の二項を加える。
前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一 刑法第八十一条の罪(人を負傷させたときに限る。)若しくは同法第二百四十一条第一項の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(同項の罪に係る部分に限る。)二十年

二 刑法第七十七条、第七十八條第二項若しくは第七十九條第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年

三 刑法第七十六條、第七十八條第一項若しくは第七十九條第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪(自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。)十二年

前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終了した時に十八歳未満である場合における時は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終了した時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによつて完成する。

第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第一百五十七條の六第一項第一号中「から第七十九條まで若しくは第八十一条」を、「第七十七條、第七十九條、第八十一条若しくは第八十二条」に改め、「第二百二十七條第一項(の下に「同法」を加え、「若しくは第二百四十一条第一項を」の罪若しくは同法第二百四十一条第一項)に改める。

第二百五十條第三項第二号中、「第七十七條第二項」を削り、同項第三号中、「第七十七條第一項」を削る。

第二百九十條の二第一項第一号中「から第七十九條まで若しくは第八十一条」を、「第七十七條、第七十九條、第八十一条若しくは

は第八十二条」に改め、「第二百二十七條第一項(の下に「同法」を加え、「若しくは第二百四十一条第一項を」の罪若しくは同法第二百四十一条第一項)に改める。

第三百十六條の三第三項第二号中「から第七十九條まで」を、「第七十七條、第七十九條」に改める。

第三百二十一条の二の次に次の一条を加える。

第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体(その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。)は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認められる場合であつて、聴取に至るまでの状況その他二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができ、この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

一 次に掲げる者

イ 刑法第七十六條、第七十七條、第七十九條、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百二十五條若しくは第二百二十六條の二第三項の罪(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。)、同法第二百二十七條第一項(同法第二百二十五條又は第二百二十六條の二第三項の罪を犯した者を補助する目的に係る部分に限る。若しくは第三項(わいせつ)の目的に係る部分に限る。)の罪若しくは同法第二

百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときには精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十三条中「前三條」を「第三百二十一条から前條まで」に改め、同條第三号中「外特」を「ほか特に」に改める。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第四条第一項及び第五条の規定 公布の日

二 第三条中刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一條を加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十九條の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第一条第四号に定める日 (罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の刑法(以下「旧刑法」という。第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者は、第三条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下「新刑事訴訟法」という。第七十七條の六第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる者とみなす。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十條の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる事件とみなす。

4 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六條から第七十八條までの罪は、新刑事訴訟法第三百十六條の三第三項第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる罪とみなす。

第三条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑法第七十六条、第七十七条及び第八十二条の規定の適用については、同法第七十六条第一項及び第八十二条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、同法第七十七条第一項中「有期拘禁刑」とあるのは「有期懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同法第七十六条、第七十七条及び第八十二条の規定の適用についても、同様とする。

(刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日(次条第二項及び附則第十一条第二項において「施行日」という。)の前日までの間における第二条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下この項及び次条において「第二条改正後刑事訴訟法」という。)第二百五十条第三項及び第四項の規定の適用については、刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法(以下この条において「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。)第七十八条の二の罪又はその未遂罪は、

第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第二号に掲げる罪とみなし、従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項(人を負傷させたときに限る。)の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

2 新刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条若しくは第七十七条、第七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第三号に掲げる罪とみなし、附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十七条若しくは第七十八条第二項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第七十八条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第二号に掲げる罪とみなし、従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項(人を負傷させたときに限る。)の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

3 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項の罪若しくは従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条の罪若しくはその未遂罪の被害者は、新刑事訴訟法第三百二十一条の三第一項の規定の適用については、同項第一号イに掲げる者とみなす。(公訴時効に関する経過措置)

第五条 第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定は、第二条の規定の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪につ

いては、適用しない。

2 第二条改正後刑事訴訟法(施行日以後においては新刑事訴訟法)第二百五十条第三項及び第四項の規定は、刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)附則第三条第二項の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の際その公訴の時効が完成していない罪についても、適用する。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号口中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第七条 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「又は第八十二条」を「第八十二条又は第八十三条」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号力中「から第七十八条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等)」を「(不同意わいせつ)又は第七十七条(不同意性交等)」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪は、前条

の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第六条の二、別表第三及び別表第四の規定の適用については、同法別表第三第二号力に掲げる罪とみなす。(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第十条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号イ中「から第七十九条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等)」を「(不同意わいせつ)、第七十七条(不同意性交等)又は第七十九条」に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、同項第二号イに掲げる罪とみなす。

2 施行日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「前項の規定の適用については、同項中「罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条」とあるのは「罪は、前条」と、「第二十四条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」とする。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

第十二条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「この法律」の下に「刑法定治四十年法律第四十五号」第八十二条を加える。

第十八条第三項第一号中「この法律」の下に「刑法第八十二条」を加える。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正) 第十三条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「から第八十条まで」を「第七十七条、第七十九条又は第八十条」に改める。

第十四条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条まで又は旧刑法第八十条(旧刑法第七十六条から第七十八条まで)に係るものに限る。に規定する行為は、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる行為とみなす。

令和五年五月三十日 衆議院会議録第二十九号

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十五条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第七十七条を」第七十七條第一項に改め、同項第三号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」を「刑法第八十二条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第八十二条の罪に当たる行為については、適用しない。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正) 第十七条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、刑法第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八條の二第一項、第六十八條の三、第六十九條、第七十二條、第七十四條、第七十五條第一項及び第七十六條の改正規定中「第七十五條第一項及び第七十六條」を「及び第七十五條第一項」に改め、同法第七十七條の改正規定を削り、同法第七十八條、第八十二條、第八十四條、第八十六條並びに第八十七條第一項及び第二項の改正規定中「第八十二條」を「第八十三條」に改める。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び同報告書

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第一条のうち刑事訴訟法第二百一条の次に一條を加える改正規定のうち第二百一条の二及び同法第二百七十一條の次に七條を加える改正規定のうち第二百七十一條の二中「から第七十九條まで若しくは第八十一條」を「第七十九條、第七十九條、第八十一條若しくは第八十二條」に改める。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下この項及び次項において「改正後の刑事訴訟法」という)第二百一条の二第一項及び第二項、第二百七條の二、第二百七條の三第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第四百二十九條第三項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百一条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)

第一号に掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二百七十一條の六、第二百七十一條の八第一項及び第四項、第二百九十九條の四第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百九十九條の五第二項(第二号に係る部分に限る。)

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び同報告書

八条第四項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項第一号に掲げる事件とみなす。

2 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二條の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十二條第一項及び第四十六條第一項の規定の適用については、改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項第一号に掲げる事件とみなす。

3 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十六條第一項」とあるのは、「第四十二條第一項」とする。

理由 近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするとともに、十三歳以上十六歳未満の者にわいせつな行為又は性交等をした当該者より五歳以上年長の者に対する不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪としての処罰を可能とする等の処罰規定の整備を行い、あわせて、性犯罪について公訴時効の期間を延長する等の刑事訴訟法の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び同報告書

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を整理して不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするなどの要件の改正その他の処罰規定の整備を行い、あわせて、性犯罪について公訴時効期間を延長するほか、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 刑法の一部改正

(一) 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正

- (1) 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」という文言を用いて整理し、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とすること。
(2) 十三歳以上十六歳未満の者に対し、当該者より五歳以上年長の者がわいせつな行為又は性交等をしたときは、不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪として処罰することとする。
(3) 膣又は肛門に陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為であつてわいせつなものを含むこと。

(二) 十六歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、威迫、偽計、利益供与等の手段を用いて面会を要求する行為等について、罰則を新設すること。

2 刑事訴訟法の一部改正

(一) 性犯罪についての公訴時効期間の延長

性犯罪について、公訴時効期間を五年延長するとともに、被害者が十八歳未満である場合には、その者が十八歳に達するまでの期間に相当する期間、更に公訴時効期間を延長すること。

(二) 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、一定の要件の下で、主尋問に代えて証拠とすることができるとすること。

3 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を整理して不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするなどの要件の改正その他の処罰規定の整備を行い、あわせて、性犯罪について公訴時効期間を延長するほか、

被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設しようとするもので、その措置は妥当なものとするが、政府は施行後五年を経過した場合において速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要であると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他の性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

(周知)

第二十一条 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

(別紙)

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 第一条の規定による改正後の刑法第七十六条第三項及び第七十七条第三項の規定において、十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであつて、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、第一条の規定による改正後の刑法第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項及び第二項の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとつては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的

なお、本案に対し、日本共産党から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。 令和五年五月二十六日 法務委員長 伊藤 忠彦 衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

附則

第二十條 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)の規定(以下「新刑法等の規定」という。)の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意について

(検討等)

的行為は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。また、附則第二十一条の規定による周知に当たっては、この点についても、併せて周知すること。

二 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪における同意の位置付け及び意義、年齢差要件及び地位・関係性要件等並びに面会要求等罪の改正法の趣旨及び構成要件について、若年層をはじめとする国民に対する普及啓発を推し進め、十分に周知徹底を図るよう努めること。とりわけ、子どもに対する性被害の深刻性及び性に関する教育等の重要性に鑑み、初等教育から高等教育に至る全ての学校段階において、子どもの心身の発達段階に応じ、十分な教育等を行うこと。また、普及啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

三 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センター

ターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。

四 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができるとする措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。

五 子どもが被害者である性犯罪等においては、子どもの負担を軽減し、かつ信用性の高い供述を聴取することが重要であることに鑑み、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等を参考にし、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めること。あわせて、障害者が被害者である性犯罪等においては、障害者からの聴取を適切に行うことができるよう、障害者の特性に十分配慮すること。

六 子どもが証人として公判廷に出廷する際、証人の認知発達能力を踏まえ、不相当な尋問や困惑させる尋問を行うことは、証人に重篤な心的負担を与えるのみならず、真実発見も遠のくことを踏まえ、適切な子ども証人尋問の実施に向けて、訴訟関係者がそうした子どもの特性に配慮する必要性の周知に努めること。あわせて、障害者が証人として公判廷に出廷する際に

は、障害者の特性を踏まえ、適切な証人尋問となるよう配慮すべきことを周知すること。

七 附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。

八 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。

九 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

右
国会に提出する。

令和五年三月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

目次

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

第一章 総則(第一条)

第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰(第二条―第七条)

第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複製した物等の没収(第八条)

第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等

第一節 通則(第九条)

第二節 消去等の措置(第十条・第十一条)

第三節 消去等の手続(第十二条―第二十一条)

第四節 消去等の実施等(第二十二条―第二十五条)

第五節 不服申立て等(第二十六条―第三十条)

第六節 消去等に係る裁判手続の特例(第三十一条―第三十八条)

第七節 雑則(第三十九条―第四十二条)

第八節 罰則(第四十三条―第四十五条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複製した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによって、性的な姿態を撮影する行為

等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰

(性的姿態等撮影)

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとつているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為
- イ 人の性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。)又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分
- ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態

二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

3 前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

(性的影像記録提供等)
第三条 性的影像記録(前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部(対象性的姿態等(前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録)の影像が記録された部分に限る。)を複製したものをいう。以下同じ)を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的

性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(性的影像記録保管)

第四条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(性的姿態等影像送信)

第五条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 正当な理由がないのに、送信されることの影像記録に係るものを除く。次号及び第三号において同じ)の影像送信(電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ)をする行為
- 二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。以下この号において同じ)の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為

情を知つて、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。

3 前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

(性的姿態等影像記録)
第六条 情を知つて、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。
(国外犯)
第七条 第二条から前条までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複製した物等の没収
第八条 次に掲げる物は、没収することができる。

一 第二条第一項又は第六条第一項の罪の犯罪行為により生じた物を複製した物
二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第二百二十六号)第三条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用

に供した私事性的画像記録(同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第一項第二号及び第十条第一項第一号口において同じ)が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物(同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録物をいう。第十条第一項第一号口において同じ)を複写した物

2 前項の規定による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができ。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って保有するに至ったものであるときは、これを没収することができる。

第四章 押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等

第一節 通則

第九条 この章において「対象電磁的記録」とは、次に掲げるものをいう。

一 一次に掲げる対象性的姿態等又は性的姿態等の画像を記録した電磁的記録

イ 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等

ロ 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により画像送信をされた画像を記録する行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等

ハ 第二条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録に係る性的姿態等

二 第五条第一項第四号に掲げる行為により画像送信をされた画像を記録する行為により生成された電磁的記録に係る性的姿態等

二 私事性的画像記録に係る電磁的記録

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第三条の二に規定する電磁的記録

2 この章において「撮影対象者等」とは、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める者又はその法定代理人をいう。

一 前項第一号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号イに掲げる物 第二条第一項各号に掲げる行為の対象とされた者又は第五条第一項各号に掲げる行為により画像送信をされた画像の内容である対象性的姿態等(同項第四号に掲げる行為により画像送信された画像の場合にあつては、性的姿態等)に係る者

二 前項第二号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号ロに掲げる物 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する撮影対象者

三 前項第三号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号ハに掲げる物 当該電磁的記録又は当該物に姿態を描写された児童

3 この章において「対象姿態等」とは、次に掲げるものをいう。

一 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為の対象とされた対象性的姿態等、第五条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により画像送信をされた画像の内容である対象性的姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び同報告書

象性的姿態等、第二条第一項第四号に掲げる行為の対象とされた性的姿態等又は第五条第一項第四号に掲げる行為により画像送信をされた画像の内容である性的姿態等

二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する画像に撮影された同項各号に掲げる人の姿態

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項各号に掲げる児童の姿態

第二節 消去等の措置

(押収物に記録された電磁的記録の消去及び押収物の廃棄)

第十条 検察官は、その保管している押収物が第一号に掲げる物である場合において、当該押収物が対象電磁的記録を記録したものであるときは、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる措置をとることができる。

一 一次に掲げる物

イ 第二条第一項各号に掲げる行為により生じた物若しくは第五条第一項各号に掲げる行為により画像送信をされた画像を記録する行為により生じた物又はこれらを複写した物

ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規定する行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録が記録されている物若しくは当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物又はこれらを複写した物

2 検察官は、その保管している押収物であつて前項第一号に掲げるものが対象電磁的記録を記録したものでないときは、次節に定める手続に従い、当該押収物を廃棄することができる。

(対象電磁的記録の消去命令)

第十一条 検察官は、前条第一項に規定する場合において、同項の対象電磁的記録が刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百八条第二項又は第五百九条第二項の規定により複写されたものであつて、これらの項に規定する電気通信回線で接続している記録媒体に当該複写の対象とされた対象電磁的記録が記録されているときは、次節に定める手続に従い、これらの項の電子計算機で当該対象電磁的記録の消去を

ハ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する物

二 次に掲げる措置

イ 当該押収物に記録されている対象電磁的記録を全て消去すること。

ロ 当該押収物に記録されている電磁的記録が大量であることその他の事由により当該押収物に記録されている全ての電磁的記録の内容を確認することができないため、イに掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物に記録されている電磁的記録を全て消去すること。

ハ 技術的理由その他の事由により、イ及びロに掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物を廃棄すること。

二 検察官は、その保管している押収物であつて前項第一号に掲げるものが対象電磁的記録を記録したものでないときは、次節に定める手続に従い、当該押収物を廃棄することができる。

(対象電磁的記録の消去命令)

第十一条 検察官は、前条第一項に規定する場合において、同項の対象電磁的記録が刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百八条第二項又は第五百九条第二項の規定により複写されたものであつて、これらの項に規定する電気通信回線で接続している記録媒体に当該複写の対象とされた対象電磁的記録が記録されているときは、次節に定める手続に従い、これらの項の電子計算機で当該対象電磁的記録の消去を

する権限を有する者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる対象電磁的記録の消去を命ずることができる。

- 一 当該複製の対象とされた対象電磁的記録
- 二 前号に掲げる対象電磁的記録を複製した対象電磁的記録であつて、当該者によつて複製されたものであり、かつ、当該記録媒体に記録されているもの

第三節 消去等の手続

(消去等措置のための領置等)

第十二条 検察官は、その保管している押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する場合において、当該押収物について同条の規定による措置(以下「消去等措置」という。)をするときは、刑事訴訟法の規定による押収を解いた上、これを領置するものとする。この場合において、当該押収物は、同法の規定により還付することを要しない。

第十三条 刑事被告人の係属する裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならない。この場合において、当該押収物は、刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。

一 刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時まで検察官により保管されていたもの

二 刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受ける時まで検察官により保管されていたもの

三 刑事訴訟法第一百一条の規定により領置した物であつて、検察官が同法第三百十条の規定により裁判所に提出したもの

2 家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならない。この場合において、当該押収物は、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第十五条第二項において準用する刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。

一 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時まで検察官により保管されていたもの

二 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受ける時まで検察官により保管されていたもの

三 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第一百一条の規定により領置した物であつて、少年の保護事件の処理に関する法令の規定により検察官が家庭裁判所に送付したもの

3 検察官は、第一項前段又は前項前段の規定による通知に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、裁判所は、検察官が当該押収物を領置するときは、その押収を解くものと

し、検察官が当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

4 刑事被告人の係属する裁判所は、第一項各号に掲げる押収物について、終局裁判又は略式命令をする場合において、没収の言渡しをしな場合(略式命令の場合)にあつては、没収を科さない場合)であつて、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを検察官に引き渡す旨の言渡し(略式命令の場合)にあつては、検察官に引き渡す旨の裁判)をしなければならない。

5 家庭裁判所は、第二項各号に掲げる押収物について、少年法第十八条、第十九条第一項、第二十三条第二項又は第二十四条第一項の決定をする場合において、同法第二十四条の二第一項又は第二項の決定をしな場合)であつて、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを検察官に引き渡す旨の決定をしなければならない。

6 第四項の言渡し又は前項の決定については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、適用しない。

7 検察官は、第四項の言渡し又は第五項の決定に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、検察官は、当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

8 検察官は、第二項各号に掲げる押収物について、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は

当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、当該押収物に係る少年の保護事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。

(領置目録の作成等)

第十四条 検察官は、第十二条前段又は前条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置をしたときは、その目録を作成し、所有者、所持者若しくは保管者(同条第一項若しくは第四項に規定する刑事被告人の係属する裁判所又は同条第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判所を除く。)又はこれらの者に代わるべき者に交付しなければならない。

(対象領置物件の保管等)

第十五条 検察官は、第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定により領置した物(以下「対象領置物件」という。)のうち、運搬又は保管に不都合な対象領置物件については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

2 保管上危険を生じおそれがある対象領置物件は、廃棄することができる。

(消去等決定)

第十六条 検察官は、消去等措置をするときは、第二十三条第五号に掲げる場合を除き、あらかじめ、とるべき措置の内容を明らかにして、その旨の決定(以下「消去等決定」という。)をしなければならない。

(消去等決定及び消去命令の名宛人並びに聴聞の特例等)

第十七条 消去等決定又は第十一条の規定による命令(以下「消去命令」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対してするものとする。

- 一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該電磁的記録が帰属する者
- 二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該対象領置物件の所有者その他の権利者
- 三 消去命令をする場合 第十一条に規定する者

2 検察官は、消去等決定又は消去命令をするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第十五条第四項及び第二十二條第三項の規定の適用については、同法第十五条第四項中「以下この項において「公示事項」という。)を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」とあるのは「を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する」と、同項及び同法第二十二條第三

項中「当該措置を開始した」とあるのは「掲示を始めた」とする。

4 第二項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十八条第一項に規定する当事者等は、同項に規定する資料中対象姿態等が記録された部分については謄写を求めることができない。

5 検察官は、第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定又は消去命令をすることが必要であると認めるときは、遅滞なく、消去等決定又は消去命令をするものとする。

6 検察官は、第一項第一号又は第二号に定める者が複数である場合において、これらの者の一部を知ることができないときは、これらの者に該当する旨を二週間以内申し出るべき旨を政令で定める方法によって公告しなければならない。この場合において、検察官は、当該期間を経過したときにこれらの者として判明している者について第二項の規定による聴聞及び消去等決定を行えば消去等措置を実施することができ

7 第二項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第三章第二節の規定に基づく処分又はその不作為については、第二十六条の規定による審査の申立てをすることができない。

(対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写)
第十八条 検察官は、第十条第一項第二号口又は八に掲げる措置に係る消去等決定をする場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める者から、法務省令で定めるところにより、対象

領置物件に記録されている電磁的記録を特定してこれを複写した他の記録媒体の交付を受けた旨の申出があり、当該電磁的記録が対象電磁的記録ではないと認めるときは、当該措置を実施する前に、当該電磁的記録を他の記録媒体に複写し、これを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付をしないことができる。

- 一 前項の申出をした者が対象電磁的記録ではない電磁的記録を複写する他の記録媒体を提供しないときその他同項の規定による交付に關する検察官の指示に従わないとき。
- 二 技術的理由その他の事由により、複写をすることが困難であると認められるとき。
- 三 前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき。

3 検察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、その者に対し、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会を与えるものとする。

4 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、消去等決定において定めるものとする。

(合理的な根拠を示す資料の提出)
第十九条 検察官は、前条第一項の申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録であるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、期間を定めて、当該申出に係

る電磁的記録が対象電磁的記録ではないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該申出をした者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該申出に係る電磁的記録は対象電磁的記録とみなす。

(消去等決定及び消去命令の方式等)
第二十条 消去等決定及び消去命令は、書面で行わなければならない。

2 検察官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に前項の書面の謄本を送達しなければならない。

- 一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第一号に定める者
- 二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第二号に定める者
- 三 消去命令をした場合 第十七条第一項第三号に定める者

3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他第一項の書面の謄本を送達することができないときは、検察官が当該書面の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付すべき旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもちて前項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があったものとみなす。

(裁判)

第二十九条 検察庁の長は、第二十六条の規定による審査の申立てについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める裁決してしなければならない。

- 一 当該審査の申立てが第二十六条第一項に規定する審査の申立てをすることができる期間が経過した後に行われたものである場合その他不適法である場合 当該審査の申立てを却下する裁決
- 二 当該審査の申立てに理由がない場合 当該審査の申立てを棄却する裁決
- 三 当該審査の申立てに係る処分等が事実上の行為以外のものである場合において、当該審査の申立てに理由があるとき 当該審査の申立てに係る処分等の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決

四 当該審査の申立てに係る処分等が検察官のした事実上の行為である場合において、当該審査の申立てに理由があるとき 当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為をした検察官に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、又は変更すべき旨を命ずる裁決（当該事実上の行為が検察庁の長のしたものである場合にあつては、当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言することにも、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、又は変更する裁決）

2 前項第三号又は第四号に定める裁決において、検察庁の長は、審査申立人の不利益に当該

処分等を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれを変更することはできない。

(裁決の方式等)

第三十条 前条第一項各号に定める裁決は、書面で行なければならない。

2 検察庁の長は、審査申立人に裁決書の謄本を送達しなければならない。

3 第二十条第三項の規定は、前項の規定による送達について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず」とあるのは「第三十条第二項の規定にかかわらず」と、「第一項の書面」とあり、及び「当該書面」とあるのは「裁決書」と、「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、「前項の規定による」とあるのは「同項の規定による」と読み替えるものとする。

(行政不服審査法の準用)

第三十一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十条から第十五条まで、第十八条第三項、第二十一条、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第二項及び第三項、第三十二条から第三十六条まで、第三十八条第一項から第五項まで、第三十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項並びに第五十三条の規定は、第二十六条の規定による審査の申立てについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項に規定した検察庁の長（以下「審査庁」という。）
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条第二項及び第三項、第三十二条第三項、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十九条	審理員	審査庁
第十四条	第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書	審査申立書
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	審査申立書
第二十一条第一項	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項に規定する期間
第二十一条第二項	審査請求書提出し、又は処分等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述する	審査申立書を提出する
	審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九条第一項及び第五十五条において同じ。）	審査申立書

第二十一条第三項	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査申立書を提出した
第二十二条第一項	審査請求書を処分庁又は審査庁	審査申立書を審査庁
第二十二条第五項	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求書 録取書	審査申立書
第二十三条(見出しを含む。)	審査請求書	審査申立書
第二十三条	第十九条	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十七条
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁
第二十五条第七項	あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出された	あつた
第三十条第二項	第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下	以下
第三十条第三項	審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人	参加人
第三十八条第一項	これを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ 参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間	これを審査申立人に 参加人は

<p>2 前項において読み替えて準用する行政不服審査法(以下この項において「準用行政不服審査法」という。)第三十八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるものについて交付を求めることができない。</p> <p>一 審査申立人又は参加人(次号に掲げる者を除く。)</p> <p>準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等が記載された部分又は同項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分</p> <p>二 撮影対象者等である参加人</p> <p>準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等(当該参加人、当該参加人が第九条第二項各号に定める者の法定代理人である場合にあっては、当該同項各号に定める者)のものを除く。以下この号において同じ。)が記載された部分又は準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分</p> <p>(審査請求の制限)</p> <p>第三十二条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等については、審査請求をすることができない。</p>	<p>第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは</p> <p>第三十二条第一項若しくは第二項又は</p> <p>当該書類</p> <p>参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)</p> <p>参加人</p>
<p>(訴訟との関係)</p> <p>第三十三条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>(訴訟の特例)</p> <p>第三十四条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え及び当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。</p>	<p>2 前項に規定する取消しの訴えは、第三十条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。</p> <p>3 前項の期間は、不変期間とする。</p> <p>第六節 消去等に係る裁判手続の特例</p> <p>(撮影対象者等の住所、氏名等の秘匿等)</p> <p>第三十五条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があつた場合において、当該処分等の対象</p>

である対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所(以下この項において「住所等」という。)の全部又は一部が明らかにされることによつて当該撮影対象者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。撮影対象者等の氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項についても、同様とする。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第三百三十三條第二項の規定は前項の申立てをする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てがあつた場合について、同条第五項の規定は前項の決定をする場合について、同法第三百三十三條の二及び第三百三十三條の四の規定は同項の決定があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

読み替へられる民事訴訟法の規定	読み替へられる字句	読み替へられる字句
第三百三十三條第二項	前項	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第三十五條第一項
第三百三十三條第三項	当該申立てに係る秘匿対象者	撮影対象者等(同法第九條第二項に規定する撮影対象者等という。以下同じ。)の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所又は氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項
第三百三十三條第五項	秘匿対象者	撮影対象者等
この章において「秘匿決定	「秘匿決定	
反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分	参加、強制執行、仮差押え及び執行停止	
第三百三十三條の二第一項、第二項及び第三項	当該秘匿決定に係る秘匿対象者	被告及び当該秘匿決定に係る撮影対象者等

第三百三十三條の二第二項	申立て	被告の申立て
第三百三十三條の四第一項	秘匿決定、第三百三十三條の二第二項の決定又は前条第一項	被告並びに秘匿決定及び第三百三十三條の二第二項
第三百三十三條の四第二項	秘匿決定等に係る者以外の当事者	原告
第三百三十三條の四第四項	次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者	原告 被告
第三百三十三條の四第七項	当事者	原告

(対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限)

第三十六條 第二十六條第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九條第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があつた場合において、対象領置物件若しくは対象領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録若しくは対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体について証拠の申出があつたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟記録等(民事訴訟法第三百三十三條第三項に規定する訴訟記録等をいう。以下この項及び第三項において同じ。)中当該対象領置物件若しくは当該対象領置物件を複写した記録媒体又は当該対象電磁的記録若しくは当該対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体に係る部分であつて対象姿態等が記録された部分(第三項において「対象姿態等該当部分」という。)について、訴訟記録等の閲覧の請求をすることができる者を原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限定するとともに、訴訟記録等の閲覧等(同法第三百三十三條第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。)の請求のうち閲覧の請求以外の請求をすることができる者を被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限定することができる。

2 前項の決定は、疎明に基づいてする。

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者は、対象姿態等該当部分に係る訴訟記録等の閲覧の請求をすることができない。被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者による対象姿態等該当部分に係る訴訟記録等の閲覧等の

請求(閲覧の請求を除く。)についても同様とする。

4 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(取消訴訟以外の国を被告とする訴訟についての準用)

第三十七条 前二条の規定は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九号第一項各号に定める裁判に関する国を被告とする訴訟(行政事件訴訟法昭和三十七年法律第百三十九号第九条第一項に規定する取消訴訟を除く。)について準用する。この場合において、第三十五条第二項の表のうち第百三十三条第五項の項の下欄中「仮差押え」とあるのは、「仮差押え、仮処分」と読み替えるものとする。

(最高裁判所規則への委任)

第三十八条 この節に定めるもののほか、前三条の規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第七節 雑則

(管轄区域外における職務)

第三十九条 検察官及び検察事務官は、この節の規定による調査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

(調査等)

第四十条 検察官は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁判をするため必要があると認めるときは、次に掲げる調査をすることができる。

一 第十七条第一項各号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提

出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めらるること。

二 対象領置物件の錠を外し、封を開き、対象電磁的記録を確認し、その他必要な処分をすること。

三 対象領置物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託すること。

2 検察官は、消去命令に従って対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、第十七条第一項第三号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めらるることができる。

3 検察官は、検察事務官に前二項の規定による調査をさせることができる。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(刑事手続に関する手続等との関係)

第四十一条 この章の規定は、対象領置物件又は対象電磁的記録について、刑事事件又は少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行うことを妨げない。

(法務省令への委任)

第四十二条 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するための手続その他必要な事項は、法務省令で定める。

第八節 罰則

第四十三条 消去命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万

円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項の申出をするに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二 第四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書その他の物件を提出したとき。

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(刑法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条及び次条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第二条から第六条までの規定の適用については、これらの規定(第二条第二項及び第三条、第五項第二項及び第三項並びに第六条第二項を除く。)中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(附則第六条において「一部施行日」という。)から刑法施行日の前日までの間における第四十三条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

第四条 第四章の規定は、当該規定の施行の際現に検察官が保管している押収物についても適用する。

(聴聞の特例に関する経過措置)

第五条 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この間)は、第十七条第三項の規定は、適用しない。

(消去等に係る裁判手続の特例に関する経過措置)

第六条 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日(次項において「民事訴訟法施行日」という。)の前日までの間における第三十五条第二項の規定の適用については、同項の表のうち第百三十三条の二第二項の項中「申立て」とあるのは「申立てにより」と、第百三十三条の四第一項の項及び第百三十三条の四第二項の項の中欄中「前

とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

第三項 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(附則第六条において「一部施行日」という。)から刑法施行日の前日までの間における第四十三条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

第四条 第四章の規定は、当該規定の施行の際現に検察官が保管している押収物についても適用する。

(聴聞の特例に関する経過措置)

第五条 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この間)は、第十七条第三項の規定は、適用しない。

(消去等に係る裁判手続の特例に関する経過措置)

第六条 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日(次項において「民事訴訟法施行日」という。)の前日までの間における第三十五条第二項の規定の適用については、同項の表のうち第百三十三条の二第二項の項中「申立て」とあるのは「申立てにより」と、第百三十三条の四第一項の項及び第百三十三条の四第二項の項の中欄中「前

条第一項とあるのは「前条」とする。

2 一部施行日から民事訴訟法施行日の前日までの間における第三十六条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「又は対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「第三百三十三条第三項に規定する訴訟記録等」とあるのは「第三百三十三条の二第二項に規定する訴訟記録等」と、「又は当該対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「係る部分であつて対象電磁的記録された」とあるのは「記録された対象電磁的記録に係る」と、「訴訟記録等の閲覧等（同法第三百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。）の請求のうち閲覧の請求以外」とあるのは「訴訟記録等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第三項中「訴訟記録等の閲覧等の請求（閲覧の請求を除く。）」とあるのは「訴訟記録等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求」とする。

第七條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

第四條 第一項第二号中「ワ」を「カ」とし、ハからヲまでを「カ」から「ワ」までとし、ホの次に次のように加える。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二條から第六條までの罪

令和五年五月三十日 衆議院会議録第二十九号

第三十條 第一項、第三十一條の五第一項、第三十一條の六第二項第二号、第三十一條の十五第一項、第三十一條の二十及び第三十一條の二十一第二項第二号中「ハ」まで、チ、リ、ル若しくは「カ」を「ト」まで、リ、ヌ、ヲ若しくは「ワ」に改める。

第三十五條及び第三十五條の二中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二條から第六條までの罪」を加える。

第八條 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第二百五十七條の六第一項第二号中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二條から第六條までの罪」を加える。

第二百九十條の二第一項第二号中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二條から第六條までの罪」を加える。

第九條 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八條に次の一号を加える。

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二條から第六條までの罪

押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第一章に規定する罪

（少年法の一部改正）
第十條 少年法の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その物を取得した」を「第一項の物を取得し、又は前項の物を保有するに至つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八條、第十九條、第二十三條第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。

一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百六十六号）第三條第一項から第三項までの規定に触れる行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二條第一項に規定する私事性的画像記録をいう。）が記録されている物若しくはこれを複製した物又は当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二條第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。）を複製した物

二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二條第一項又は第六條第一項の規定に触れる行為により生じた物を複製した物

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）
第十一條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二章に規定する罪

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）
第十二條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次の一号を加える。

九十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第三條第二項（不特定又は多数の者に対する性的影像記録提供等）又は第五條第一項若しくは第二項（性的姿態等影像送信）の罪

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正）
第十三條 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八條 第二号中「罪」の下に「若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録

た物を複製した物

された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号) 第二条から第六条までに規定する罪(その被害者に児童が含まれるものに限る。)(第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。)を加える。

第十四条第一項中「第八条第二号に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。

第十八条第三項第一号中「この法律、刑法第百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「罪又ははを「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二条から第六条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)」を加える。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十五条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押

収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に当たる行為については、適用しない。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち刑事訴訟法第二百一条の次に一条を加える改正規定のうち第二百一条の二第一項第一号口及び同法第二百七十一条の次に七条を加える改正規定のうち第二百七十一条の二第一項第一号口中「罪又ははを「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

(刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定のうち第三百二十一条の三第一項第一号口中「罪又ははを「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

理由

性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによって、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本法案は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることを可能としようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 性的な姿態を撮影する行為等の処罰等

(一) 性的姿態等撮影罪、性的影像記録提供罪等の新設
性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録(性的影像記録)を提供する行為、性的な姿態の影像を電気通信回線を通じて不特定又は多数の者に送信する行為、当該送信された影像を記録する行為等

について、罰則を新設すること。

(二) 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収
(一)の撮影する行為等の犯罪行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とすること。

2 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることを可能とする制度の導入
(一) 検察官は、その保管している押収物が(一)の撮影する行為により生じた物若しくはこれを複写した物又は児童ポルノ等である場合において、当該押収物が電磁的記録を記録したものであるときは、その記録状況等に応じて、当該押収物に記録されている電磁的記録を消去し、又は当該押収物を廃棄する措置を講ずることができるものとし、当該押収物が電磁的記録を記録したものでないときは、これを廃棄することができるものとする。

(二) 押収物に記録されている電磁的記録が、捜査段階等においていわゆるリモートアクセスによる複写がされたものであって、リモートアクセス先の記録媒体に複写元の電磁的記録が残存しているときは、電子計算機で消去をする権限を有する者に対し、その消去を命ずることができるものとする。

(三) (一)及び(二)の措置に関する聴聞手続、検察庁の長に対する不服申立て手続等に関する規定の整備を行うこと。

3 施行期日

- (一) 1は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。
- (二) 2は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることを可能としようとするもので、その措置は妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和五年五月二十六日

法務委員長 伊藤 忠彦
衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、

アスリートや客室乗務員に対する盗撮が社会問題となつていないことを踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位(衣服により覆われているものを含む。)を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、十三歳以上十六歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。

三 第四章に規定する電磁的記録の消去等が速やかに実施されるよう、検察官に対し必要な研修を行い、法曹関係者に周知すること。

四 本法第二十一条第四号において十三歳以上

十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、同項第二号及び第三号の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める撮影行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、十八歳以上の者が十六歳未満の者の対象性的姿態等を撮影する行為は、同項第二号で定める改正後の刑法第一百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由の

「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によつて受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や、本法第二十一条第三号の「行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。

五 子どもに対する撮影行為の被害がとりわけ深刻であることに鑑み、子ども、学校関係者及び保護者に対して本法の趣旨について効果的な啓発を行うこと。また、啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、本法の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、

本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した影像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。

七 性的姿態等撮影罪等の被害者が実効性のある支援を受けられるよう、警察、ウンストップ支援センター、日本司法支援センター、民間の支援団体その他の関係機関・団体相互間の連携の強化を図るなどして、相談体制や支援環境の整備に努めること。

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案

令和四年十月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(旅館業法の一部改正)

第一条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6 この法律で「特定感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第六条第二項に規定する「一類感染症(第四条の二第一項第二号及び第二項第一号において単に「一類感染症」という。)
- 二 感染症法第六条第三項に規定する「二類感染症(第四条の二第一項第二号及び第二項第一号において単に「二類感染症」という。)
- 三 感染症法第六条第七項に規定する「新型コロナウイルス感染症等感染症(第四条の二第一項第二号及び第二項第二号において単に「新型コロナウイルス感染症等感染症」という。)

令和五年五月三十日 衆議院会議録第二十九号

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四 感染症法第六条第八項に規定する指定感染症であつて、感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づき政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定を準用するもの(第四条の二第二項第二号及び第二項第三号において単に「指定感染症」という。)

五 感染症法第六条第九項に規定する新感染症(第四条の二第二項第二号及び第二項第二号において単に「新感染症」という。)

第三条の四に次の一項を加える。

2 営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。

第三条の四を第三条の五とし、第三条の三を第三条の四とする。

第三条の二第一項中「前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)」を「営業者」に改め、同条第二項中「前条第二項を「第三条第二項」に改め、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。

2 前条第二項(申請者に係る部分に限る。)及

び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力が

イ 当該者が次条第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等(特定感染症(新感染症を除く。)の患者、感染症法第八条(感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある

者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一号において同じ。) 前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2(前項の特定感染症国内発生期間は、次の各号に掲げる特定感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間(特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間)とする。

一 一類感染症及び二類感染症 感染症法第十六条第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、同項の規定により国内での発生がなくなつた旨の公表が行われるまでの間

二 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の十第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表又は感染症法第五十三条第一項の政令の廃止が行われるまでの間

三 指定感染症 感染症法第四十四条の七第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症

について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づき政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用されたときから、感染症法第四十四条の七第三項の規定による公表が行われ、又は当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づき政令によつて感染症法第十九条及び第二十条並びに第四十四条の三第二項の規定が準用されなくなるときまでの間

3 厚生労働大臣は、第一項第一号ロ及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五条中「左の各号の二を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められる」を「特定感染症の患者等である」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「とばく」を「賭博」に、「虞」を「おそれ」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき。

第五条第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第一項の規定による協力の求め(同項第三号に掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。)を受けた者が正当な理由なくこれに応じないとき。

第六条第一項中「職業」を「連絡先」に改める。
(食品衛生法の一部改正)

第二条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は許可営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相統人」を「当該営業を譲り受けた者又は相統人」に改める。
(理容師法の一部改正)

第三条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした理容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相統人」を「当該営業を譲り受けた者又は相統人」に改める。
(興行場法の一部改正)

第四条 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「について」を「が当該興行場営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相統人」を「当該興行場営業を譲り受けた者又は相統人」に改める。

(公衆浴場法の一部改正)

第五条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「について」を「が当該浴場営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相統人」を「当該浴場営業を譲り受けた者又は相統人」に改める。
(クリーニング業法の一部改正)

第六条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした営業者について」に、「又は分割を」を「若しくは分割に」、「相統人」を「当該営業を譲り受けた者又は相統人」に改める。
(美容師法の一部改正)

第七条 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした美容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相統人」を「当該営業を譲り受けた者又は相統人」に改める。
(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「について」を「が当該食鳥処理の事業を譲渡し、又は食鳥処理業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相統人」を

「当該事業を譲り受けた者又は相統人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の旅館業法(次条において「新旅館業法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新旅館業法第六条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旅館業(旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。以下この条において同じ。)の施設に宿泊(旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。)を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者(施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。)については、なお従前の例による。

(食品衛生法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の食品衛生法(以下この条において「新食品衛生法」という。)第五十六条、新食品衛生法第五十七条第二項(新食品衛生法第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第六十八条第一項

において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に食品衛生法第四条第七項に規定する営業(新食品衛生法第六十八条第三項に規定する場合を含む。)の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

(理容師法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の理容師法第十一条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

(興行場法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の興行場法第二条の二の規定は、施行日前に興行場法第一条第二項に規定する興行場営業の譲渡があつた場合における当該興行場営業を譲り受けた者については、適用しない。

(公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の公衆浴場法第二条の二の規定は、施行日前に公衆浴場法第一条第二項に規定する浴場営業の譲渡があつた場合における当該浴場営業を譲り受けた者については、適用しない。

(クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第六条の規定による改正後のクリーニング業法第五条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。
(美容師法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 第七条の規定による改正後の美容師法第十二条の二の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第八条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第七条の規定は、施行日前に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業の譲渡があつた場合における当該事業を譲り受けた者については、適用しない。
(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理 由

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとするほか、旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第二百十回国会開法第六号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 旅館業の営業者は、特定感染症の国内発生期間に限り、特定感染症の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとする。

2 「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」とされている宿泊拒否事由を、「特定感染症の患者等であるとき」と明確化すること。

3 宿泊しようとする者が、旅館業の営業者に對し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

4 旅館業の営業者は、その施設における特定感染症のまん延防止対策を適切に講じ、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者に對

して適切な宿泊サービスを提供するため、その従業員に對して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。

5 旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者等の地位の承継に係る手続を整備すること。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、題名を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」に改めること、宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除すること、都道府県知事は、当分の間、事業譲渡により営業者等の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならないこととする等々の修正を行う必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和五年五月二十六日

厚生労働委員長 三ツ林裕巳
衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(旅館業法の一部改正)

第一条 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に對し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条○第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等(特定感染症(新感染

症を除く。の患者、感染症法第八条(感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条○第一号において同じ。前号に掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2 前項の特定感染症国内発生期間は、次の各号に掲げる特定感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間(特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間)とする。

一 一類感染症及び二類感染症 感染症法第十六条第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、同項の規定により国内での発生がなくなつた旨の公表が行われるまでの間

二 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 感染症法第四十四条の二第一項又は第

四十四条の十第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表又は感染症法第五十三条第一項の政令の廃止が行われるまでの間

三 指定感染症 感染症法第四十四条の七第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用されたときから、感染症法第四十四条の七第三項の規定による公表が行われ、又は当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条及び第二十条並びに第四十四条の三第二項の規定が準用されなくなるときまでの間

3 厚生労働大臣は、第一項第一号口及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五号中「左の各号の二を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「伝染性の疾病にかかつていると明らかに認められる」を「特定感染

症の患者等である」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「とばく」を「賭博」に、「虞を「おそれ」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの

○を繰り返したとき

第五条第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第一項の規定による協力の求め(同条第三号に掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。)を受けた者が正当な理由なくこれに応じないとき。

第五条に次の一項を加える。

2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じたその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

第五条の次に次の一項を加える。

第五号の二 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針(以下この条において単に「指針」という。)を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、指針を定める場合には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

第十一条第一号中第五号を「第五条第一項」に改める。

附則

(検討)

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の旅館業法(以下この条及び次条において「新旅館業法」という。)第四条の二第一項の規定による協力の求め(同項第三号に掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。)を受けた者が正当な理由なくこれに応じないときとの対応の在り方について、旅館業(旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。次項及び次条第三項において同じ。)の施設における特定感染症(新旅館業法第二条第六項に規定する特定感染症をいう。)のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、過去に旅館業の施設において第一条の規定による改正前の旅館業法第五条の規定の運用に関しハンセン病の患者であつた者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、新旅館業法第五条第一項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○前二項に定めるもののほか、

○政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、**この法律**第一条の規定による改正後の**旅館業法(次条において「新旅館業法」という。)**の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて**所要の措置**を講ずるものとする。

(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長、以下同じ)は、当分の間、新旅館業法第

令和五年五月三十日 衆議院会議録第二十九号

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境を整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならぬ。

2 営業者(新旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者)は、当分の間、新旅館業法第五条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することを理由に宿泊(旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。次項において同じ。)を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。

3 新旅館業法第六条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旅館業(旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。以下この条において同じ。)の施設に宿泊(旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。)を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者(施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。)については、なお従前の例による。

(食品衛生法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 第一条の規定による改正後の食品衛生法(以下この条において「新食品衛生法」という。)第五十六条(新食品衛生法第五十七条第二項(新食品衛生法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に食品衛生法第四条第七項に規定する営業(新食品衛生法第六十八条第三項に規定する場合を含む。)の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新食品衛生法第五十六条第一項(新食品衛生法第五十七条第二項(新食品衛生法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者(営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならぬ。

項及び第三項において準用する場合を含む。)及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者(営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならぬ。

(理容師法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第三条の規定による改正後の理容師法(理容師法の一部改正に伴う経過措置)の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新理容師法第十一条の三第一項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者(営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならぬ。

(興行場法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第四条の規定による改正後の興行場法(興行場法の一部改正に伴う経過措置)の規定は、施行日前に興行場法第一条第二項に規定する興行場営業(興行場法第一条第二項に規定する興行場営業)の譲渡があつた場合における当該興行場営業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新興行場法第二条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者(興行場営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならぬ。

いは、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新公衆浴場法第二条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者(浴場業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならぬ。

(クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 第六条の規定による改正後のクリーニング業法(クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置)の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新クリーニング業法第五条の三第一項の規定により営業者の地位を承継した者(営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならぬ。

(美容師法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 第七条の規定による改正後の美容師法(美容師法の一部改正に伴う経過措置)の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業(次項において単に「食鳥処理の事業」という。)の譲渡があつた場合における当該事業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新食鳥処理法第七条第一項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者(食鳥処理の事業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならぬ。

(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の三の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(別紙)
新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を目的とする法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一 旅館業の営業者が感染防止対策への協力を求める場合は、宿泊しようとする者の置かれていく状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断するよう、適切に指導すること。
二 旅館業法第四条の二第一項は、旅館業の営業者が宿泊しようとする者に対して医師の診断を受けることを強制できるものではないことを明らかにして周知すること。

三 宿泊しようとする者が特定感染症の患者に該当するかどうかを確認した結果の営業者への報告は、口頭による報告も含めること。

四 旅館業法第四条の二第三項に基づく厚生労働大臣の意見聴取に当たっては、感染症患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取すること。

五 旅館業法第四条の二第四項の正当な理由については、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを営業者に周知すること。また、営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること。

六 宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること。

七 旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で療養させることが望ましいこと、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障害者差別解消法第八条第二項の実施に伴う負担が過重でないものは宿泊拒否事由に当たらないことを明確にすること。

八 宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求についての厚生労働省令を定めるに当たっては、営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努めること。

九 本法附則第二条第一項に基づき、正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について所要の措置を講ずるに当たっては、今回の修正があつたことを受け止め、まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項の検討を行うこと。

十 旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法による旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること。

十一 旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育成等に対する支援を行うこと。また、旅館業の営業者の研修の実施の有無・内容等について、定期的に確認すること。

十二 旅館業の施設には不特定多数の者が宿泊することに鑑み、科学的知見に基づいた換気設備等の感染防止のために必要な対策等についての周知を行うとともに、感染防止対策を担う人材育成を支援すること。

十三 旅館業は宿泊者の移動・生命・財産を守ることが求められている重要な事業であることを踏まえ、旅館業の事業譲渡が行われた場合には、事業を承継した者に対して事業の継続性について十分に周知すること。

十四 生活衛生関係営業等の営業者の地位の承継後六月以内に少なくとも一回行わなければならないとされる都道府県知事等による業務の状況

の調査について、承継後可能な限り速やかに実地検査を含めた必要な調査が行われるようになること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電話

03
(3587)
4294

定 価

送料 本号一部
配本 〇〇円
別 〇〇円